

事務連絡  
令和8年4月1日

大臣官房官庁営繕部	整備課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部	港湾建設課長 殿
		空港・防災課長 殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
各航空交通管制部	次長	殿
	総務管理官	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	企画部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応について

千島海溝・日本海溝沿いで異常な現象が観測され、気象庁より「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、工事及び業務に従事する作業員等の安全確保について迅速な対応が求められる。

このため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定されている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内」での工事及び現地作業を伴う業務については、地震発生の危険にかんがみ、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時の対応を、下記のとおり定めたので通知する。

## 記

### 1. 対象となる工事及び業務の範囲

対象となる工事及び業務は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定されている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」での工事及び現地作業を伴う業務（以下、工事等という。）の全てを対象とする。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域とは、千島海溝地震、日本海溝地震が発生した際に著しい地震・津波災害が生じるおそれが見込まれる地域であり、内閣総理大臣が指定する地域である。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域とは、千島海溝地震、日本海溝地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域であり、内閣総理大臣が指定する地域である。

なお、災害発生時における啓開作業、緊急復旧作業等の緊急性の高い工事等については本通知とは別に、現場条件を踏まえ適切な安全対策を行うものとする。

### 2. 対象となる工事等における対応

#### (1) 施工計画書等への記載

受注者に対し、対象工事等の施工条件、施工内容を踏まえ、以下の内容について、施工計画書又は業務計画書（以下「施工計画書等」という。）への記載を求めるものとする。

- 1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業（斜面での作業や高所作業など）又は津波による影響を受ける作業の抽出
- 2) 抽出した後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表に基づき注意する措置及び受注者が必要に応じて警戒する措置として、作業の一時中止、必要な措置を講じた上での工事継続、津波避難を含む作業員等の安全確保の方法などの措置の内容

- 3) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表後に工事等を継続する場合における、本工事等に必要な安全対策の措置の内容及、土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針及び建築工事安全施工技術指針等に基づく作業員等の安全確保の方策
- 4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関する内容

(2) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表時の対応

- 1) 工事等の施工場所に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が含まれる場合  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における工事等にあつては、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合に、受注者に対し、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続の判断及びその結果の連絡を求めるものとし、その後の対応について受注者に指示するものとする。
- 2) 受注者が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けて措置を行った場合においては、措置の内容について把握するものとする。

(3) 受注者による工事中止の請求

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表があつた場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書等の記載にかかわらず、工事等の一時中止について監督職員等と協議できるものとする。

3. 特記仕様書等への記載

当該通知の内容について、対象となる工事等において確実に履行されるよう、必要事項を特記仕様書等に記載するものとする。(別添の工事特記仕様書記載例を参照)

4. 適用時期

令和8年4月1日以降の工事及び業務から適用する。

既契約の工事等については、当該通知の内容について受注者に指示すること。

以 上

## 別添

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における 工事特記仕様書記載例

- ※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定されている、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域での工事を対象に、記載する。
- ※それ以外の地域は記載しない。

#### 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表に基づき注意する措置及び受注者が必要に応じて警戒する措置）の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針(※)＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、北海道・三陸沖後発地震注意情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (5) なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

(※)土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針、建築工事安全施工技術指針等、工種に応じて記載する。

# 北海道・三陸沖後発地震注意情報への対応について

【適用】国土交通省所管の直轄の工事等(通常工事を対象(啓開作業、緊急復旧は本通知とは別に現場条件を踏まえ適切な安全対策を行うものとする))

	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域		左記以外の地域
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 津波避難対策特別強化地域		
北海道 ・三陸 沖後発 地震注 意情報	施工場所①	施工場所②	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【注意情報が発表された場合】</p> <p>従事する作業員等の安全確保等を周知</p> <p>※注意喚起の事務連絡を発出</p> </div>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: yellow; padding: 10px;"> <p>受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断し監督職員に連絡、監督職員は、その後の対応を指示 工事を継続する場合は☆を実施</p> </div>		
	北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載		

☆本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針、港湾工事安全施工指針及び建築工事安全施工技術指針等に基づき、適切に作業員等の安全確保が可能な体制構築に努める。